

登録商標である「技術士（CPD 認定）」及び技術士（CPD 認定）ロゴマーク に関する規則

2022. 11. 15 理事会制定承認

（目的）

第1条 本規則は、公益社団法人日本技術士会（以下「本会」という。）が登録し保有する登録商標（申請中）である「技術士（CPD 認定）」（以下「認定文字商標」という。）及び技術士（CPD 認定）ロゴマーク（以下「認定ロゴマーク」という。「認定文字商標」と「認定ロゴマーク」を合わせて「認定商標」という。）の管理使用について、必要な事項を定め、登録商標の保護と適正な使用を通じて、技術士 CPD 管理運営マニュアルに定められた技術士（CPD 認定）制度の円滑な運営に資することを目的とする。

（登録商標の使用条件）

第2条 本会が保有する認定商標は、技術士（CPD 認定）の要件を満たし認定された者に限り使用することができる。

- 2 認定商標を使用するにあたっては、本会の使用許諾を得なければならない。
- 3 前項の許諾を受け認定商標を使用する者（以下「認定商標使用者」という。）は、本規則を遵守しなければならない。
- 4 認定ロゴマークの使用にあたっては、認定文字商標を併記しなければならない。
- 5 認定商標について、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を認めない。
 - (1) 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、本会理事会が不適切と認めた場合

（使用許諾の取り消し）

第3条 本会は、認定商標使用者が次のいずれかに該当した場合には、認定商標の使用許諾を取り消すことができる。この場合、認定商標使用者は、正当な理由がなくこれを拒否することは出来ない。

- (1) 本規程に違反して使用した場合。
- (2) 認定商標使用者の行為等が技術士（CPD 認定）の普及啓発促進に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- (3) その他、本会理事会において使用が不相当と判断されたとき。

（使用料）

第4条 本規則で定める認定商標の使用料は無料とする。

(使用期間)

第5条 本規則で定める認定商標の使用期間は、技術士（CPD 認定）が有効な期間内とする。

(認定商標の改変)

第6条 認定商標使用者は、認定商標に増減・修正等の改変を加えて使用してはならない。

(賠償責任等)

第7条 本会は認定商標の使用に伴って認定商標使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わないものとする。

2 認定商標使用者は、認定商標の使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、認定商標使用者の責任をもって処理するものとし、本会は、それに関する一切の責務を負わないものとする。

3 認定商標使用者は、認定商標の使用において故意又は過失により本会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本会に賠償しなければならない。

4 本会は前二項の規定に違反する認定商標使用者又は認定商標の権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(合意管轄)

第8条 認定商標使用者等と本会との間に紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(報告義務)

第9条 認定商標使用者は、以下の場合にはただちに事務局に報告しなければならない。

(1) 本会が所有する認定商標を第三者が無断で使用していることを知った場合。

(2) 第三者の商標を本会が侵害しているとして警告を受けた場合。

(3) 第三者の商標を本会が侵害するおそれがあると知った場合。

(処理義務)

第10条 事務局長は、前条の事項について報告を受けた場合、速やかに本会理事会に報告するとともに、適切な処理を行わなければならない。

(認定商標の管理)

第11条 本規則の細則の制定その他認定商標に関する事務は、技術士 CPD センターが行う。

(施行及び変更)

第12条 本規則の施行及び変更は、本会理事会において行う。

(その他)

第13条 本規則に定めのない事項については、本会理事会が判断するものとする。

附則（2022年11月15日）

この規程は、2022年11月15日より施行する。

[参考]

認定文字商標 : 技術士 (CPD 認定)

認定ロゴマーク

